

令和 6 年度漁港区域内防犯カメラ付き自動販売機設置事業者募集要項

大阪府環境農林水産部水産課（以下「水産課」という。）が行う漁港区域内防犯カメラ付き自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

1 公募物件

（１）防犯カメラ付き自動販売機

物件 番号	自動販売機所在地	設置場所	最低使用料 (年額)	位置図
1	泉佐野市住吉町 5 9	北公衆トイレ付近	76,120 円 (税抜 69,200 円)	別図 1
2	泉佐野市住吉町 9 - 4	南岸壁野積場		別図 2
3	泉佐野市住吉町 9 - 4	漁港管理事務所前		別図 3
4	泉南郡岬町淡輪 4 6 0 1	公衆トイレ付近		別図 4

※防犯カメラの設置場所は位置図参照

※物件 1 ～ 4 の一括応募となります。（物件ごとの応募はできません）

（２）数量及び設置面積

物件 番号	自動販売機 数量	防犯カメラ 数量	設置面積 (1 台 1 基につき)	備 考
1	1 台	1 基	0.50 m ² 以上 1.00 m ² 未満	設置面積は、自動販売機及び防犯カメラの投影面積（最大値）の合計とする。 (使用済容器の回収ボックスは不算入) (例) 自動販売機 0.85 m ² 防犯カメラ 0.10 m ² 計 0.95 m ²
2	1 台	1 基 (取付支柱あり)	0.50 m ² 以上 1.00 m ² 未満	
3	1 台	1 基 (取付支柱あり)	0.50 m ² 以上 1.00 m ² 未満	
4	1 台	1 基	0.50 m ² 以上 1.00 m ² 未満	

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

- ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 大阪府の指名停止措置を受けている者、大阪府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者(アからカまでのいずれかに該当するものであって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。) であること。
- ア 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
 - キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ク 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 大阪府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

ア 使用許可の期間

使用許可の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日（1 年間）とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを前提として、当初許可から 5 年を限度に引き続き使用許可を受けることができます。（1 年更新）また、令和 8 年度以降の使用は、許可期限の 3 ヶ月前までに引き続き継続するか否かを明らかにしていただきます。

イ 使用料

大阪府が設定する最低使用料（税抜額）以上で申し込みのあった者のうち、最高の応募価格で応募した者を設置事業者とします。

提示した応募価格（税抜額）（以下「応募価格（税抜額）」という）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額をもって年額使用料とします。なお、10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

使用料は大阪府が発行する納入通知書により、大阪府が指定する期限までに全額納入してください。

ウ その他必要経費等

自動販売機、防犯カメラの設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

電気使用料は、設置事業者が電力供給会社と契約し、直接電力供給会社に支払ってください。

また、それに伴う工事等の費用は設置事業者の負担とします。

エ 設置方法等

自動販売機は、位置図に示した場所に設置してください。また、日本工業規格自動販売機据付基準（JIS B 8562-1996）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従って、十分な転倒防止措置を行い、安全に設置してください。

既設の自動販売機がある場合は、撤去後に設置するか、または位置を移動させて設置するかは大阪府と協議してください。

(2) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。

イ 使用期間中に「2 応募資格要件」(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

エ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りのソフトドリンクとし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(3) 防犯カメラの仕様等

ア カメラ内蔵型自動販売機は不可とする。自動販売機とは別に支柱を立て（既存支柱の利用可）、防犯カメラの画角の調整が可能なものとする。

イ 防犯カメラの解像度は、2メガピクセル（200万画素相当）以上の画質とし、時間帯及び気象条件に関わらず、設置期間を通じて良好に稼働するものであり、最低72時間の録画機能を保持していること。また、録画映像は、設置事業者又は映像管理責任者が24時間いかなるときも確認できるものとする。

ウ 防犯カメラの防水、防塵等の対策のためIP66以上が望ましい。

エ 防犯カメラを設置した自動販売機本体及び取付支柱には、防犯カメラが設置されていることが容易にわかるよう「防犯カメラ録画監視中」と表示すること。

オ 支柱の取付場所、防犯カメラの設置高（3メートル以上）及び防犯カメラの画角方向は、設置時までに水産課と協議のうえ、決定すること。

カ 防犯カメラは、半年に1回、保守点検の実績を有する事業者による点検を行い、その点検結果を水産課に書面（様式任意）により提出すること。また、自動販売機への商品充填の際には目視点検を行うこと。

キ 防犯カメラに不具合が生じた場合は、速やかに設置事業者の費用負担により修繕を行うこと。

ク 防犯カメラの撮影方向については、変更可能なものとし、設置後に水産課から撮影方向の変更要請があった場合は、迅速にこれに従うこと。

ケ 不法投棄、器物損壊等の犯罪が発生し、警察から映像等の提供要請があった場合は、迅速に対応すること。

(4) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の消費期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行なわせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとします。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを府に提出しなければなりません。

イ 原則として自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル等）の種類に応じ

- た使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- オ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。
また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了する前又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

4 参考データ

(1) 物件番号 1 ～ 3

食品コンビニート利用者数 約 5, 0 0 0 人／日（食品コンビニート内の従業員を含む）

(2) 物件番号 4

淡輪漁港利用者数 約 5 0 人／日

5 応募申込手続き

(1) 応募申込方法

必ず郵送・メール便で応募してください。

申込受付期間 令和 7 年 2 月 3 日(月)～ 令和 7 年 2 月 21 日(金) 必着

提出先 〒598-0061 泉佐野市住吉町 9－6 大阪府漁港管理事務所

封筒表面に「防犯カメラ付き自動販売機応募」と朱書きしてください。

(2) 必要な書類（各 1 部）

ア 応募申込書（大阪府所定様式）

イ 誓 約 書（大阪府所定様式）

ウ 誓約書（暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書）（大阪府所定様式）

エ 販 売 品 目（大阪府所定様式）

オ 設置を希望する防犯カメラ及び自動販売機のカatalog等

カ 「2 応募資格要件」(3)にかかる許認可等の免許証の写し

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 設置事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2) 公募物件に対し、大阪府が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の応募が 2 者以上ある場合は、くじにより選定します。また、販売品目の売値(値下げ)等は、審査の対象としません。

(くじ実施予定日 日時：令和 7 年 2 月 25 日(火) 午前 10 時 場所：大阪府漁港管理事務所)

(3) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、令和 7 年 2 月 26 日(水)の予定です。設置事業者の決定後、応募者に決定金額及び決定した設置事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページに決定者の応募価格(税抜き)、決定年額使用料(税込)及び設置事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載します。

7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和 7 年 3 月 7 日(金)までに、次の行政財産使用許可申請書等を提出してください。併せて、「2 応募資格要件」(6)に記載する税の納付の証明として、大阪府税務所の発行する全税目の納税証明書(「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書)と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(いずれも発行日から 3 か月以内のも

のに限る。)を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

ア 行政財産使用許可申請書(大阪府所定様式)

(申請期間令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

イ 設置場所の図面

ウ 設置する防犯カメラ、付帯設備及び自動販売機のカタログ(寸法がわかるもの)

エ 役員名簿(任意様式)(法人名、氏名、よみがな、生年月日、性別、住所を記載)

オ 証明書類(発行日から3か月以内のもの)

＜法人の場合＞…法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、印鑑証明書、委任状

＜個人の場合＞…印鑑証明書(市役所(町村役場)発行のもの)

カ 防犯カメラ及び自動販売機の管理関係証明書(大阪府所定様式 各1通)

キ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者(応募者)と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

ク 防犯カメラ及び自動販売機設置日時等連絡票(大阪府所定様式 各1通)

8 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府環境農林水産部 水産課 (漁港管理事務所)

【所在地】 泉佐野市住吉町9-6

【担当】 天野(あまの)、上田(うえだ)、西川(にしかわ)、村上(むらかみ)

【電話番号】 072-462-8649

応 募 申 込 書

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所（所在地）（〒 ー ）

氏 名
〔 法 人 名 〕
代表者名
(事務担当者)
所属部署
氏 名
電 話

⑨

漁港区域内防犯カメラ付き自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知のうえ、下記のとおり申し込みます。

記

1 設置希望場所及び提案使用料

物件番号	設 置 場 所	応募価格（税抜き）（円）							
1	北公衆トイレ付近								
2	南岸壁野積場							0	0
3	漁港管理事務所前								
4	公衆トイレ付近								

- ※ 1. 応募価格(税抜き)は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
 2. 応募価格(税抜き)は、年額として、百円単位(税抜き)で記入してください。なお、応募価格(税抜き)に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。
 3. 金額はアラビア数字で記入してください。
 4. 初めの数字の頭に¥をいれてください。
 5. 物件1～4の総合計で記入してください。(物件ごとの応募はできません)

2 添付書類

- ア 誓 約 書（大阪府所定様式）
 イ 誓約書（暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書）（大阪府所定様式）
 ウ 販売品目（大阪府所定様式）
 エ 設置を希望する防犯カメラ及び自動販売機のカタログ等
 オ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

3 その他

※設置希望の自動販売機に関して特記事項があれば記載してください。

[]

誓 約 書

私は、大阪府が実施する漁港区域内防犯カメラ付き自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、漁港区域内防犯カメラ付き自動販売機設置事業者募集要項について、十分理解し、承知のうえで申し込み参加します。
- 2 漁港区域内防犯カメラ付き自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所
(所在地)

氏 名
〔 法 人 名
代表者名 〕

㊞

誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、大阪府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- 4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大 阪 府 知 事 様

令和 年 月 日

申込者

住 所

(所在地)

フリ ガナ
氏 名

(法人名)

(代表者名)

印

生年月日

【応募者氏名(法人名)】 _____

販 売 品 目

メーカー名	商 品 名	規格 (内容量)	容器の 種類	標準価格 円	売 値 円	備 考

- (注) 1. この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格（内容量）、容器の種類、標準価格（税込額）、売値（税込額）を記載する。
2. 容器の種類欄には「缶・ビン・ペットボトル・紙パック」のいずれかを記載する。
3. 応募者が設置を希望する自動販売機のカatalogを必ず添付すること。

自動販売機の管理関係証明書

大 阪 府 知 事 様

令和 年 月 日

住 所（所在地）（〒 ー ）

氏 名
 （法人名）
 代表者名
 （事務担当者）
 所属部署
 氏 名
 電 話

印

漁港区域に設置する自動販売機に係る個別業務の実施企業名は、下表のとおりであることを証明します。

物 件 番 号	設 置 場 所
---------	---------

【個別業務の実施企業名】

業 務 区 分	企業名／担当所属	連絡先（電話番号）
自 販 機 の 所 有 権 者		
設 置 管 理 責 任 者		
故 障 時 の 対 応		
商 品 の 補 充		
売 上 代 金 の 回 収		
その他 ()		
その他 ()		

※ 個別業務の実施者（企業名）が、設置事業者（応募者）と異なる場合は、委託契約書・協定書等の書類の写しを提出してください。

※ 本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。

このまま、ファクシミリで送信してください。

FAX 072-462-8230 大阪府環境農林水産部水産課 漁港・漁業取締グループ宛て

自動販売機設置日時等連絡票

事業者名			
担当者名		連絡先 電話番号	

設置日時	据付工事業者名	搬入車両	
月 日 () 時 分頃		車種 台数	・普通車 台 ・その他 (台) <車種 >
		表示等	※車両ナンバー記載

防犯カメラの管理関係証明書

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所（所在地）（〒 ー ）

氏 名
 （法人名）
 代表者名
 （事務担当者）
 所属部署
 氏 名
 電 話

㊞

漁港区域内に設置する防犯カメラに係る個別業務の実施企業名は、下表のとおりであることを証明します。

物 件 番 号		設 置 場 所	
---------	--	---------	--

【個別業務の実施企業名】

業 務 区 分	企業名／担当所属	連絡先（電話番号）
防 犯 カ メ ラ の 所 有 権 者		
設 置 管 理 責 任 者		
映 像 管 理 責 任 者		
故 障 時 の 対 応		
投影面積（最大値） （ m ² ）		
その他 （ ）		
その他 （ ）		

※ 個別業務の実施者（企業名）が、設置事業者（応募者）と異なる場合は、委託契約書・協定書等の書類の写しを提出してください。

※ 本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。

このまま、ファクシミリで送信してください。

FAX 072-462-8230 大阪府環境農林水産部水産課 漁港・漁業取締グループ宛て

防犯カメラ設置日時等連絡票

事業者名			
担当者名		連絡先 電話番号	

設 置 日 時	据付工事業者名	搬入車両	
月 日 () 時 分頃		車 種 台 数	・普通車 台 ・その他 (台) <車種 >
		表示等	※車両ナンバー記載

令和元年度漁港区域内防犯カメラ付き自動販売機設置位置図

(1) 広域位置図・佐野漁港

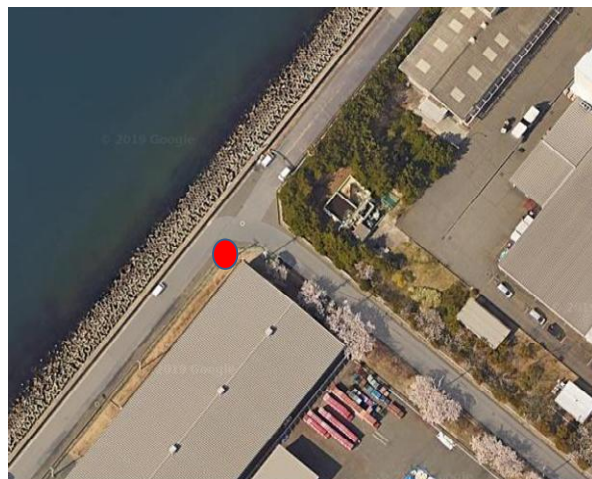
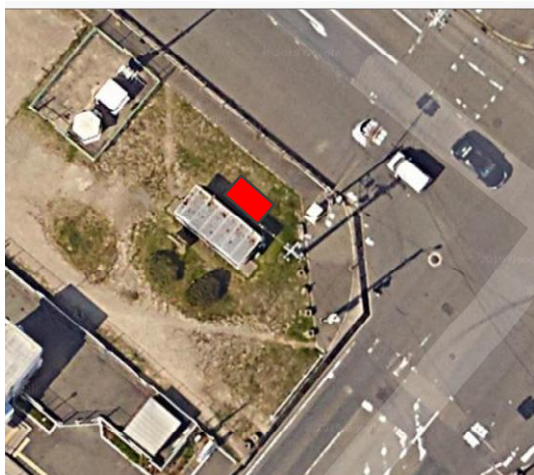


- 防犯カメラ設置計画位置
- 自動販売機設置計画位置

【物件1】



● 防犯カメラ設置計画位置
 ■ 自動販売機設置計画位置

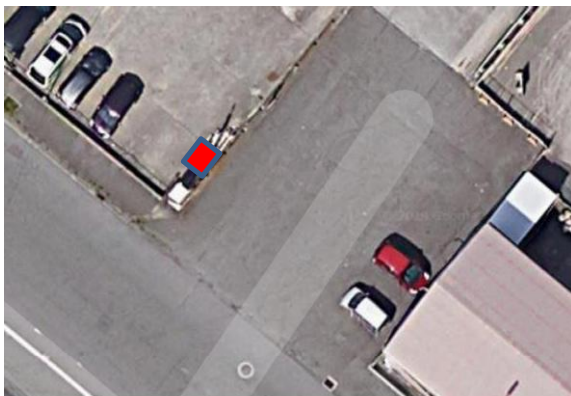


【物件2】



● 防犯カメラ設置計画位置

■ 自動販売機設置計画位置



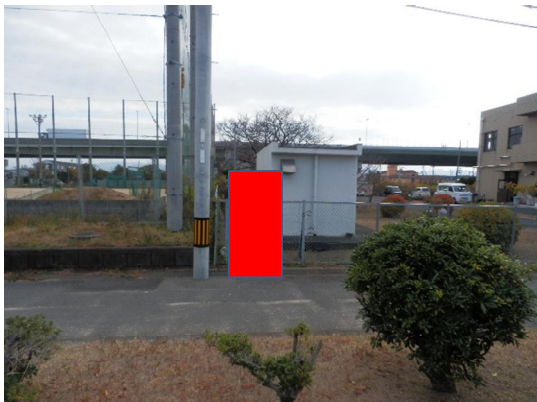
漁港照明No.37を利用



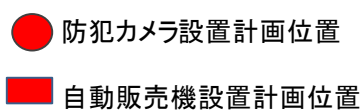
【物件3】



- 防犯カメラ設置計画位置
- 自動販売機設置計画位置



(2) 広域位置図・淡輪漁港



An aerial photograph of a building with a white roof and dark walls, situated in a parking lot. Two red dots are placed on the roof of the building, indicating the location of the study. The surrounding area includes other parked cars and a paved road.

